

健保ニュース



●神奈川県・三浦半島・城ヶ島灯台

待ったなしの拠出金制度

昨年十月施行分につき、本年四月から健康保険法の一部改正が施行されたことは、ご案内の通りです。主な点は、健保組合加入本人の窓口負担が二割から三割に引上げられたこと、保険料が賞与からも月給と同率で徴収される総報酬制が導入されたことです。この背景には医療保険財政の悪化があります。中でも、高齢者の医療費が大きな問題となっています。現在その負担は、全体の七割近くを私たちの健康保険料からの拠出でまかなっています。高齢化が進み、必然的にこの拠出額が増え、健康保険制度自体が大きく揺らいでいるのです。

昨年末、健保連より発表された健保組合の平成十三年度の決算見込によれば、健保組合全体で過去最悪の三、〇三二億円の赤字、そして約一、七〇〇ある健保組合のうち四分の三以上の組合が単年度決算で赤字である、という厳しい実態が明らかになりました。また、およそ三〇〇組合が拠出金の支出が保険料収入の半分以上を超えており、全国平均でも保険料収入の約四二％を占めています。（わが健保組合では、平成十五年度の見込みで四三・五五％）今後医療費が増えれば、その割合はますます大きくなっていくのは間違いありません。

拠出金の額は、個々の組合の負担能力を考慮せず、高齢者の加入割合と過去の医療費の実績等から算出されています。他の保険者（国民健康保険、政府管掌健康保険など）と比べて高齢者の加入割合の低い健保組合は調整の結果、実際の医療費よりも多くの額を支払う結果になります。そのため、多くの健保組合が財政的な負担により、本来健保組合の重要な役割である被保険者や家族に対しての健康づくりをサポートする力が失われつつあります。健保組合関係者がこの拠出金制度を廃止し、それに代わる新たな仕組みを近年特に強く求めているのはこのためです。

拠出金問題に象徴されるように高齢者の医療費問題は、現役世代の私たちにとっても関係の深い重要な問題であり見過ごすことはできません。現役世代、高齢世代を問わず、能力に応じて負担する仕組みを作るのが、医療保険制度の将来への不安を払拭するには不可欠といえます。

事業計画・予算

総報酬制に伴い保険料率を変更
拠出金高騰により辛うじて黒字予算

予算総額16億5,387万円（一般勘定15億4,964万円、介護勘定1億423万円）

去る2月19日開催の第98回組合会において、当健康保険組合の健康保険料率を68/1000に、介護保険料率を7/1000に変更することを議決しました。この変更は、本年4月からの総報酬制の施行に伴うものです。この保険料率による事業計画および収入支出予算も組合会において議決しました。

事業計画では前年度事業を踏襲しつつ、保健事業の一部見直しと新規取り組みを行います。予算に関しては、拠出金の高騰により、辛うじて黒字を確保できましたが厳しい予算編成となりました。

保険料率の変更

本年四月から施行した総報酬制に伴い、次頁左下の「公告第二四五号」のとおり、保険料率を変更しました。総報酬制については事務局より「賞与からも保険料を徴収します」も参照ください。当健康保険組合が健康保険料率を変更したのは、昭和四十一年設立以来二回目のことです。

なお、変動の大きい賞与を保険料徴収の対象とすることから、保険料率は毎年見直すことを原則とします。

事業計画

健康保険組合の二大事業が「保険給付」と「保健事業」です。いずれも全般的には前年度の事業運営を踏襲します。

「保険給付」

医療機関で治療を受けたとき、皆さんが窓口で払う金額は、この四月から左表「医療費の自己負担」のように変わりました。残りの医療費は健保組合が払っているのです。また、健保組合では、出産や傷病による欠勤に対する休業補償、死亡のときの埋葬費補填なども行っています。

さらに、健保組合独自の付加給付という制度があり、前記の費用に付加して支給しています。当組合では病院の窓口にかかった自己負担が一月間に二万円を

医療費の自己負担

年齢区分	平成15年3月まで	平成15年4月から
70歳以上	1割 一定以上所得者は2割	1割 一定以上所得者は2割
3歳～69歳	本人 2割 家族 入院2割 外来3割	3割
3歳未満	2割	2割

予算基礎数値

	健康保険	介護保険(40～64歳)
●被保険者(本人)	男 2,700人 女 450人 計 3,150人	男 1,515人 女 125人 計 1,640人
●被扶養者(家族)	3,787人	966人
●平均標準報酬月額	437,900円	538,200円
●年間総賞与額	5,355,945千円	2,992,180千円
●保険料率	事業主 38/1000 被保険者 30/1000 計 68/1000	3.5/1000 3.5/1000 7.0/1000

平成15年度収入支出予算概要表

一般勘定	★収入の部		☆支出の部	
	科目	予算額(千円)	科目	予算額(千円)
一般勘定	健康保険収入	1,459,129	事務所費	59,459
	保険料	1,458,361	組合会費	765
	国庫負担金収入	767	保険給付費	637,980
	その他	1	法定給付費	606,986
	調整保険料収入*	27,652	付加給付費	30,994
	繰入金	41,000	拠出金	635,162
	退職積立金繰入	1,000	老人保健拠出金	421,727
	別途積立金繰入*	40,000	退職者給付拠出金	213,435
	国庫補助金収入*	1	保健事業費	122,220
	財政調整事業交付金*	10,628	還付金	100
	雑収入	11,231	営繕費*	800
	利子収入	711	財政調整事業拠出金*	27,652
	施設利用料	8,415	連合会費	958
	その他	2,105	積立金	2,679
	収入合計	1,549,641	その他	600
介護勘定	経常収入(*を除く)	1,471,360	予備費*	61,266
	★収入の部		支出合計	1,549,641
	科目	予算額(千円)	経常支出(*を除く)	1,459,923
	介護保険収入	95,087	経常収支差引額	11,437
	繰越金	9,143	★収入の部	
	雑収入	4	科目	予算額(千円)
	収入合計	104,234	介護納付金	95,711
			介護保険料還付金	100
			積立金	8,423
			支出合計	104,234

平成15年度
保健事業のお知らせ

①保健意識の啓発：保健指導宣伝機関誌「健保ニュース」の発行(年4回)情報誌「健保かわら版」の発行(適時)

「医療費のお知らせ」の配布(毎月)「すこやかファミリー」を海外駐在員向けに配布(年4回)

「すこやかファミリー」お元氣ですか」を高年齢者向けに配布(年4回)

育児誌「赤ちゃんママ」を1歳未満の子供がいる家庭に配布(年12回)

高年齢者向けに家庭訪問による健康指導(随時)

②病気の予防と早期発見：疾病予防生活習慣病(成人病)予防健康診断の実施(年1回)

主婦健康診断の実施(年1回)

大腸がん郵便検診の実施(年1回)

流行性感冒対策(うがい薬の備付)

海外駐在員・家族向け日本語電話健康相談の開設(24時間対応)

自動血圧計の設置・維持(常時)

若年層の婦人科検診の実施(年1回)

収入支出予算

前記の事業計画を遂行するために前頁右下「平成十五年収入支出予算概要表」のとりの予算を編成しました。

〔一般勘定〕

〔収入〕健康保険組合は法令によって営利を目的とした事業を行うことはできません。収入のほとんどが皆さんからいただく保険料です。その保険料収入は総報酬制のもとで十四億五八三六万円の予算を計上しました。その他の収入を加えた総収入は十五億四九六四万円です。

〔支出〕金額が一番多い保険給付費に六億三七九八万円を計上しました。この額はこの四月から実施された医療費自己負担割合の変更による影響等から推計したものです。拠出金は老人保健拠出金が四億二七三万円、退職者給付拠出金が二億一三四三万円、計六億三五一六万円にもなりました。拠出金の額がほぼ保険給付費に匹敵しているのは、極めて異常なことです。保健事業費は一億二二二万円を計上しました。その他の費用も含めて総支出は総収入と同額の十五億四九六四万円です。

〔収支差〕直接事業運営に係わらない経費を除いた経常収入は十四億七一一六万円、経常支出は十四億五九九二万円、経常収支はわずか一一四四万円の黒字です。

〔介護勘定〕

収入では介護保険収入が九五〇九万円、支出の介護納付金が九五七二万円、その他の経費を含めて総額一億〇四二三万円の予算規模になりました。

◆見通しが難しい予算編成

昨年度までの月収ベースの保険料徴収で

は、比較的安定した収入を維持することができました。しかし、総報酬制により、今年度から変動の大きい賞与が保険料の財源に加わったことにより、予算と実績の乖離が大きくなる恐れがあります。こういう状況で、わずか一一四四万円の黒字は、ちょっとしたことで赤字に転落する危険が大大です。

◆諸悪の根源、拠出金

今年度の拠出金は異常な高額になりました。

拠出金といってもその中身は老人保健拠出金と退職者給付拠出金の二つがあります。

老人保健拠出金は、お年寄りの医療費を、全国の健保組合等が費用を出し合うものです。その際に各健保保険組合に、全国平均並（約一二％）のお年寄りがいたらいくらの医療費がかかるかという計算式で賦課されるため、実際にその組合に加入しているお年寄りにかかった医療費の数倍もの額を拠出しているケースが多いのです。

一方、退職者給付拠出金は定年退職をして国民健康保険に移った人に、老人保健の該当者になるまで、その医療費を健保組合等が負担しているものです。これもその組合の加入者であった人の数に関わりなく、全国一律の基準で賦課されるのです。

このように拠出金は、健保組合の加入者や加入者であった人以外の人の医療費分も拠出するという不合理な制度なのです。そして、今年度の当組合の拠出金は、その不合理が凝縮する条件が揃ってしまったことによるものです。

◆速やかに抜本改革を

昨年七月に国会で医療制度改革法案が可決成立しました。この改正法の中に、医療制度の抜本改革に関する基本方針を平成十四年度中に策定すると明記されました。その基本方針が去る三月二十八日の閣議で決

定されました。

そもそも医療制度の抜本改革は平成十二年度に実施されるはずが、先送りされた経緯があります。いろいろな利害関係が交錯する中で、小手先の改革だけで、お茶を濁される恐れは十分にあります。そうならなために、私達も上部団体である健保連を通じて、さまざまなアピールを行なっています。

◆さらに自助努力を

今まで当組合も、財政安定化のためにも、自助努力を続けてきました。

健全財政を維持するには医療費を抑制すること、つまり皆さんが健康であることです。この考えに立って、組合員の皆さんの健康づくり・体力づくりを更に推進していきます。



ヘリカルCTによる肺がん検診の実施（年一回）
超音波検診の実施（年一回）
肝炎ウイルス検査の実施（年一回）
健康増進運動の実施（年一回）
健保連共同事業による健診への参加（随時）

③体力づくり・健康づくり：体育奨励トレーニングルーム開放（昼休み）
テニスコート（山中湖保養所に併設）借上げ

④心身のリフレッシュ：保養所
那須保健荘の開設（常時）
山中湖保養所の開設（常時）
リゾート施設「泉郷」ラフォーレ倶楽部「リゾートトラスト」の利用（常時）
契約保養所「サンシャイン苗場」の利用（常時）
保健施設宿泊補助（関東地区以外）

⑤その他
在宅療養支援（随時）
高額療養費貸付（随時）
出産費資金貸付（随時）

公告第245号

保険料率の変更

平成15年2月19日開催の第98回組合会において、当健康保険組合の健康保険料率と介護保険料率を下記のとおり変更しました。

今般の変更は、健康保険法改正により平成15年4月から総報酬制が施行されることに伴うものです。

健康保険料率	変更前	変更後
事業主	46/1000	38/1000
被保険者	36/1000	30/1000
計	82/1000	68/1000

介護保険料率	変更前	変更後
事業主	4.2/1000	3.5/1000
被保険者	4.2/1000	3.5/1000
計	8.4/1000	7.0/1000

実施時期は平成15年3月分（4月徴収）からです！



公告第二四六号 組合規約・規程の変更

健康保険法改正に伴い、組合規約・規程の変更について理事長専決にて届出を行い、平成十五年二月十九日開催の第九八回組合において報告し、承認されました。

変更箇所は多岐にわたりますが、内容は左記のとおりです。

- 〔組合規約〕
- (1) 監事の選出、職務に関する事項を追加したこと
- (2) 組合会招集・運営に関する事項を追加および変更したこと
- (3) 組合会欠席時の議決権行使を「委任」から「代理人」へ変更したこと
- (4) 「理事専決」を「理事長専決」へ変更したこと
- (5) 「公示」から「公告」へ字句を変更したこと
- (6) 「附加給付」から「付加給付」へ字句を変更したこと
- (7) 健康保険法の条文整理により条番号を変更したこと
- (8) その他、条文の整理や字句の整理をしたこと
- 〔規程〕
- (1) 「事務検査規程」を「検査及び監査規程」

賞与からも保険料を徴収します

——総報酬制の導入——

保険料の徴収が、今までの月収ベースから年収ベースに変更になりました。このことを「総報酬制」と呼びます。総報酬制を簡単にいうと「月々の給与のほかに、賞与からも保険料を徴収することです。企業間での月給・賞与の比率格差、年俸制の導入等によって、今までの月収ベースでは、保険料負担に不公平が生じています。年収ベースでの保険料徴収に変更して、負担の公平を図ろうというものです。

今年度から健康保険料、介護保険料ともに総報酬制に移行します。それに厚生年金保険

公告第二四四号 監事の就任について

平成十五年二月十九日開催の第九八回組合で監事選挙を執行し、左記の者が当選し、同日付で就任しました。

今般の選挙は、健康保険法改正により、新たに監事を役員として置くことが決まったことに伴うものです。なお、今まで左記の者が就任していた検査委員は、平成十五年一月十八日をもって退任いたしました。

選定監事 鈴木 利仁 日本電子株式会社
互選監事 野村 博幸 日本電子データシステム株式会社

公告第二四三号 任意継続被保険者の標準報酬月額上限

健康保険法第四十七条二項の規定に基づき、平成十五年年度の任意継続被保険者の標準報酬月額上限は、四十四万円になります。これは平成十四年度と同額です。

生活習慣病予防健康診断 (成人病予防健康診断)のお知らせ

(生活習慣病と成人病は厳密には意味が異なります。しかし実態は同じ意味で使われ、生活習慣病の呼び方のほうが一般的になりました。)

毎年事業主と共同で実施している生活習慣病予防健康診断(成人病予防健康診断)を、今年度も五月上旬から事業所ごとに順次行っていく予定です。

生活習慣病は長い間の誤った生活習慣から起こるもので、その結果が健診データとして現れます。このデータを過去のデータと比較し、ご自分の健康管理にお役立てください。

主婦健康診断のお知らせ

今年度も奥様を対象に主婦健康診断を実施します。ご案内は五月上旬に自宅宛に郵送します。

健診機関によって実施期間や内容に違いがありますので、お送りする案内書をよくご覧になってお申込みください。

お父さん・お母さんに育児誌「赤ちゃん&MAMA」を郵送します。

赤ちゃんを育てることは、とても素晴らしいことです。でも、とてもたいへんなことです。そこで、お父さん・お母さんの育児の手助けになるように、今年から育児誌を自宅宛に郵送することにしました。

送るのは月刊誌「赤ちゃん&MAMA」を毎月一冊です。初回には「お誕生号」と「お医者さんにかかるまで」も送ります。期間は赤ちゃんが生まれてから一年間(一歳になるまで)です。

なお、郵送する対象は、この四月以降に生まれてくる赤ちゃんからです。

ノーツ健保にアクセスください

ノーツ健保のコンテンツは次の五つです。

「お知らせ」：法改正、保険料率・平均報酬月額の設定、各種検診、保養所の申込み状況・キャンセル、健保主催のイベント等。

「健康保険」：健康保険の仕組み、保険証の取扱い(見方)、保険料の計算方法、健保組合の貸付制度等。

「保険給付」：保険給付の仕組み、医療費支払いの仕組み、病院にかかるとき、かかったときの注意事項、健康増進に関する情報。

「手続き」：健康保険の手続一覧表と、その具体的な内容の説明。

「保養所」：健保直営の保養所、契約保養所、申込み方法・用紙、申込み状況、季節に応じたキャンペーンの情報。

健康に関する情報が、掲載されています。一日に一回はアクセスすることをお奨めします。

初めてアクセスする人は、つぎの手順で行ってください。

「情報系ノーツメニュー」→「部署別」→「健保組合」→「健保」→「アイコン追加」または「参照」

組合の現勢 (平成15年2月末)

一般保険		介護保険	
●被保険者数	3,158名 (男子2,701名 女子457名)	●該当被保険者数	1,648名 (男子1,524名 女子124名)
●被扶養者数	3,756名 (男子1,163名 女子2,593名)	●該当被扶養者数	985名 (男子0名 女子985名)
●平均標準報酬月額	435,791円	●平均標準報酬月額	535,273円
●被保険者平均年齢	42.29歳 (男子43.49歳 女子35.16歳)		

編集後記

- ◆「総報酬制」がスタートします。本文にも書きましたが、賞与のときに控除額を見て皆さん「アッ」と驚くことでしょう。今から計画的な家計を心がけてください。
- ◆春は門出の季節です。J.E.O.Lグループの新入社員諸君、自分の保険証(正式には健康保険被保険者証)をもらいましたね。いざというときに役に立つとありがたいものですが、使わずに済むことが一番幸運なことです。若さに任せて、健康を過信しないように。(事務局)